

報告第8号

損害賠償請求に係る調停の専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第2号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

平成21年9月17日提出

天理市長 南 佳 策

専決第11号

専 決 処 分 書

平成21年1月24日午後3時30分頃天理市川原城町781番地2先の市道46号線上で発生した人身等に係る事故に関し、奈良簡易裁判所平成21年（ノ）第78号修理代金請求調停事件について別紙の調停条項を受諾し、損害賠償額を申立人に支払うため、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市条例第25号）第2号の規定により、専決処分する。

平成21年9月7日

天理市長 南 佳 策

調停条項

- 1 天理市は、申立人に対し、本件事故による申立人の損害賠償として、車両修理費157,080円及び治療費32,590円の合計金189,670円のうち4割相当分の75,868円の支払義務があることを認める。
- 2 天理市は、申立人に対し、前項の金員を平成21年9月末日限り、申立人の口座に振り込む方法により支払う。
- 3 申立人は、その余の請求を放棄する。
- 4 当事者双方は、本件に関し、申立人と天理市との間には、本調停条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 5 調停費用は、各自の負担とする。

以 上